

六、労働組合戦線、無産階級政治戦線の統一
七、殖民地労働者の差別待遇撤廃
八、朝鮮労働者日本戦線の自由並に在日本朝鮮労働者の放逐反対
九、帝國主義戦争の危機に對する闘争
十、無産階級の國際的提携

規 約

第一章 總 則

- 第一條 本組合ハ日本西部産業労働組合ト稱シ本部ヲ八幡市ニ置ク
- 第二條 本組合ハ本組合ノ宣言綱領主張及ビ決議ノ遂行ヲ以テ目的トス
- 第三條 本組合ハ各種産業ニ從事スル労働大衆ヲ以テ組織ス
- 第二章 組 織
- 第四條 一市及一郡ニ一支部ヲ置ク
- 第五條 同一地區ニ二ツ以上ノ支部出來タル場合は支部聯合會ヲ持ツ事ヲ得
- 第六條 支部ノ下ニ一工場一礦山及一町村毎ニ一分會ヲ置クモノトス